

トマス・霍ップスの自然法(2)

—社会契約について—

富貴島 明

目 次

はじめに

1. 自然法の体系
2. 社会契約論

はじめに

トマス・霍ップスの自然法論においては、自然法より自然権が優先していた。自然権実現のための自然法であった。そのため前稿において、人間論の展開の上に自然権が論究された。前稿において明らかとなったことは、霍ップスが自然権を自由と定義したが、この概念規定に矛盾があったことだ。つまり精神的自由あるいは物理的自由という異なる規定を与えたことであった。また自然権は第一の自己防衛の権利、第二の自己保存の権利に分かれ、第一の自然権実現のためには、第二の権利が放棄されねばならないことも明らかとなった。そして本稿では、この放棄の契約=社会契約とこの契約の指示=自然法が取扱われることとなる。霍ップスの社会契約の内容は、まず人々が自然状態において保留していた、すべてのものに対する自然権(第二の権利)を、ある一つの人格 one person へ譲渡することであり、さらにそのことによりある一つの人格が絶対的権力の行使を許され、主権者となり、彼の強制力の使用により社会が設立される、ということである。(この社会状態でのみ第一の自己防衛の自然権が実現される。) つまり人々がすべてのものに対する権利を譲渡し、主権者が社会を設

立する、という契約である。この社会契約が自然法論の中心テーマなのである。しかしホップスの自然法論を注意深く読んでゆくと、この社会契約が成立しないのである。社会契約において、特に重要な契機である権利の譲渡が実際に行なわれないのである。自然法は、権利譲渡を意志するよう拘束・義務づけはするのだが、実際に譲渡する行為まで拘束できないのである。すると、社会契約は、単に意志されるだけで、実行されない、砂上の楼閣となる。ホップスの自然法論には論理的矛盾がある、と言わざるをえない。この矛盾を明らかにするのが本稿の目的である。

本稿では、まず約二十ヶ条の自然法が列挙され、整理・分類される。次に社会契約へ直接に関連する第一、第二、第三の自然法のみ抽出され、それらがホップス自身の論述に従って説明される。そこからその論理的矛盾を明らかにすることが、本稿の目的となる。

1. 自然法の体系

ホップスの主要著作である『法の原理』¹⁾ *The Elements of Law Natural and Politic, 1640* 『市民論』²⁾ *Elementorum Philosophicæ Söctio Tertia de Cive, 1642* 『リヴァイアサン』³⁾ *Leviathan, or the Matter, Forme, and Power of a Common-wealth Eccllesiastical and Civil, 1651* における論述は、ともに最初に人間の本性を論じ、その本性の必然的帰結である自然の状態の悲惨さを強調した後に、自然法論を展開するという順序をとる。ホップスは自然法を約二十ヶ条に分類した。しかし三つの著作において分類の順序は多少異なる。しかし本稿では、『リヴァイアサン』の順番をもととして、『法の原理』『市民論』をも対比しながら自然法を列挙し要約することから始める。

まずホップスは、自然法を理性によって発見された戒律または一般法則である、と定義する⁴⁾。そして自然法が人類全体の恒常的保存（平和）を目的とする法であることを明らかにする⁵⁾。また特に『リヴァイアサン』では、自然権*jus naturale* と自然法*lex naturalis*との明確な区別を主張している。自然権は、「各人が、彼自身の自然すなわち彼自身の生命を維持するために、彼自身の欲

するままに彼自身の力を用いるという、各人の自由である。」自然法は、「それによって、人間は、彼の生命を破壊するようなこと、あるいはそれを維持する手段を除去するようなことを、行うことを禁じられ、また、それを維持するのに最も良いと考えるものごとを回避するのを禁じられる。」⁶⁾つまり自然権を自己の生命を維持するための自由、自然法を自己の生命を維持するための義務、と定義する。そして第一の自然法を自然法の基本的なものであり、かつ自然権の要約を含むものとしてあげる⁷⁾。

『リヴァイアサン』においては、第一の（基本的）自然法は平和と自己防衛への指示である。

「各人は、平和を獲得する望みが彼にとって存在する限り、それへ向って努力すべきであり、そして彼がそれを獲得できない時には、戦争のあらゆる援助と利益を求める用いてよい。」⁸⁾

『市民論』においても同様である。

「平和がみい出される場合には、平和が求められるべきであり、平和がみい出されない場合には、戦争の援助を求めるべきである。」⁹⁾

『法の原理』においては自然法の序数が記されていないし、第一の自然法に該当する文章がイタリックになっていない。しかし引用してみよう。

「平和が獲得できそうな場合に、吾々に平和への道を明らかにし、平和が獲得できそうもない場合に、吾々に防衛への道を示すのは、自然法の戒律以外にはない。」¹⁰⁾
(自然法だけ大文字で書かれている)

つまり第一の自然法は平和と自己防衛への指示である。

次の第二の自然法に移る。『リヴァイアサン』においてはこうである。

「人は、他の人々もまたそうするであろう場合には、平和と自己防衛のためにそれが必要だと彼が思う限り、進んですべてのものごとに対する彼の権利をするべきであり、そして他人が彼に対してもつことを、彼が許すような自由を他人に対して自分が持つことで満足すべきである。」¹¹⁾

『市民論』においては、第一の・特殊な自然法と記されている。

「すべての人々のすべてのものに対する権利は保留されるべきでないが、ある権利は譲渡され、放棄されるべきである。」¹²⁾

『法の原理』ではこうである。

「各人は、自然によってすべてのものに対して持っている権利を放棄すること。」¹³⁾
 つまり第二の自然法は、他人もそうするのなら自分も権利を放棄し、譲渡せよ、という契約への指示である。この第二の自然法は、第一の自然法から論理的に引き出される系論である。平和実現のための、最初の具体的手段＝契約の指示である。

第三の自然法は、『リヴァイアサン』において、

「人々は結ばれた信約を実行すべきだ。」¹⁴⁾

『市民論』では第二の自然法として論ぜられている。(以下『市民論』では『リヴァイアサン』と比べて序数がひとつずつずれることとなる。)

「信約を実行せよ、あるいは信頼を遵守せよ。」¹⁵⁾

『法の原理』ではこうである。

「各人は締結された契約を実行すべきだ。」¹⁶⁾

つまり第三の自然法は、契約・信約の実行の指示である。ホップスは契約の実行を正義 justice と定義しているから、第三の自然法は正義の指示であり、不正義 injustice 侵害 injury 禁止の指示である。

第四の自然法は、『リヴァイアサン』において、

「相手から、単なる恩恵によって利益を得た者は、それを与えた者が、彼の善良な意志を後悔するもっともな原因を持たぬように努力すべきである。」¹⁷⁾

『市民論』においては、

「あなたは、あなたへの信頼から、最初に親切にしてくれた人を、あなたのためにひどいめにあわせないこと。また、あなたは、贈与者に、自分の贈り物について後悔しないようさせるつもりがなければ、贈り物を受けないこと。」¹⁸⁾

『法の原理』においては、

「人は、自分の慈悲や好意を期待している人に対して、その期待の代わりに、ひどいことをしないこと。」¹⁹⁾

つまり第四の自然法は、報恩 gratitude の指示、忘恩 ingratitude 禁止の指示である。

第五の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「各人が残余の者に自己を適応させるよう努力すること。」²⁰⁾

『市民論』においては、

「各人は自分が他人にとって有用であることを示すこと。」²¹⁾

『法の原理』では、

「各人は、自ずからの人格の危険がない限りで、また自己を維持し、防衛する手段の損失がない限りで、相互に助け合い、適応すること。」²²⁾

つまり第五の自然法は、相互の適応 accommodation, あるいは従順 complianceへの指示である。この法を守ることは社交的 sociableと呼ばれ、この法を破ることは頑固 stubborn, 非社交的 insociable, 強情 foward, 手におえぬこと intractableと呼ばれる。

第六の自然法は、『リヴァイアサン』では、

「過去に罪をおかした者が後悔して、許容を望むならば、将来についての保証にもとづき、許容しなければならない。」²³⁾

『市民論』においては、

「はじめに将来についての保証があるならば、吾々は、後悔し、過去のことの許しを乞う者を、免除し、許容せねばならない。」²⁴⁾

『法の原理』においては、

「人は、自分に対して悪いことをした者が後悔し、将来の警告がなされるならば、彼を許容すること。」²⁵⁾

つまり第六の自然法は、許容の容易さの指示である。

第七の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「復讐（それは悪に対して悪をもってむくいることである）において、人々はすぎさった悪の大きさをみないで、きたるべき善の大きさを見るべきだ。」²⁶⁾

『市民論』においては、

「復讐し、罰しようとする時、吾々は自分の眼を過去の悪に置かないで、将来の善に向けるべきである。」²⁷⁾

『法の原理』においてはこうである。

「復讐は、過去の罪だけでなく、将来の利益をも考慮に入れられること。」²⁸⁾

つまり第七の自然法は、復讐において将来の利益のみを尊重することへの指示であり、残酷 cruelty 禁止の指示である。

第八の自然法は、『リヴァイアサン』において、

「誰でも、行為、ことば、顔つき、みぶりによって、他人を 憎悪または 軽視していると表明しないこと。」²⁹⁾

『市民論』では、

「誰でも、行為やことば、顔つきや言語によって、他人を 憎しみ、ののしっていることを表明しないこと。」³⁰⁾

『法の原理』において、

「人は、非難したり、ののしったり、あざ笑ったりしないこと。あるいは、憎み、侮り、軽蔑していることを他人に表明しないこと。」³¹⁾

つまり第八の自然法は、傲慢 contumely、中傷 slander の禁止への指示である。

第九の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「各人は他人を生まれながら彼に等しい者とみること。」³²⁾

『市民論』では第八の自然法である。

「各人は生まれながら他人と等しいとみなされること。」³³⁾

『法の原理』において、

「各人は他人を自分と等しいとみなすこと。」³⁴⁾

つまり第九の自然法は、自慢 pride の禁止への指示である。

第十の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「平和の状態に入る時、誰も、残余の各人が保留すれば彼が満足せぬような、いかなる権利をも自ら保留することを要求しない。」³⁵⁾

『市民論』では、

「人は、自分が保留したいと要求するどんな権利でも、残余のすべての人々にも当然の権利として認めること。」³⁶⁾

『法の原理』においては、

「人は、自分が保留したいと要求した権利がどのようなものであろうと、他のすべての人が同じ権利を保留することを許すこと。」³⁷⁾

つまり第十の自然法は、謙虚 modest、謙尊 humility への指示であり、尊大 arrogant 禁止の指示である。

第十一の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「ある人が、人と人との間の裁判官として信頼されれば、自然の戒律は、彼が

彼らの間を、平等に処理することである。」³⁸⁾

『市民論』では、

「各人は、権利を他人と分割する時、自分がもう一方と等しいことを示すこと。」³⁹⁾

『法の原理』においては、

「人が、（利益や尊敬を）各人に同じように許す場合、その許可は同じ割合であるべきだ。」⁴⁰⁾（カッコ内は筆者）

つまり第十一の自然法は、公平 equity、配分的正義 distributive justiceへの指示であり、えこひいき acceptance of persons 禁止の指示である。

第十二の自然法は、『リヴァイアサン』において、

「分割できぬような物は、共同で利用できるならば、そうすること、そして、もしその物の量が許せば、制限なしに、そうでなければ権利を有する者の数に従って、そうすること。」⁴¹⁾

『市民論』においては、

「分割できぬような物は、共同で利用できるならば、そうすること、そして、もしその物の量が許せば、各人は自分が欲するだけ利用できる。しかし、もしその量が許さねば、制限的に、かつ使用者の数と比例的に利用されるべきだ。」⁴²⁾

『法の原理』においては、

「分割できぬような物は、その物を使用する人数と共同で、比例的に利用すること、あるいは、その量が十分にある時には、無制限に利用すること。」⁴³⁾

つまり、第十二の自然法は、共有物の平等な使用の指示である。

第十三の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「全権利が、あるいは（交換に使用して）最初の占有が、くじによって決定されること。」⁴⁴⁾

『市民論』では、

「ある物（分割も共同利用もできぬ物）の使用は、順番があるいはくじによって一人にのみ決定されること。そしてそのような物を順番に使用する時には、それを最初に使用する者を、くじによって決める。」⁴⁵⁾（カッコ内は筆者）

『法の原理』においては、

「その（分割も共同利用もできないものの）使用は、交替されること、あるいは、その便宜はくじによって与えられること。」⁴⁶⁾（カッコ内は筆者）

つまり第十三の自然法は、くじに関する指示である。

第十四の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「共同利用も分割できぬ物は、最初の占有者に、またある場合には最初の生誕者に、くじによって得られたものと判定して、与えられるべきである。」⁴⁷⁾

『市民論』では、

「分割も共同利用もできない物は、最初の占有者に与えられるべきである。また、父親に属する物は、父親自身が正式にその物の権利を息子以外の人に放棄しない限り、息子に属するのが当然である。」⁴⁸⁾

『法の原理』においては、

「くじには二種類がある。一つは任意的くじであり、それは普通人々によってつくられ、くじ引きとかチャンス、さいころばくちなどと呼ばれている。もう一つは自然的くじであり、それはたとえば長子として生まれること primogeniture であり、最初に生まれたというチャンスあるいは運命以外のなにものでもない。人々は、おそらくこのくじを cleronomia (くじによる配分を意味する) の名称によって相続と呼ぶべきだ、と考えているようだ。また、prima occupatio がある。つまり誰も以前使用しなかった物の最初の占拠であり発見である。これはほとんどの人々にとっても、単にチャンスにすぎない。」⁴⁹⁾

つまり第十四の自然法は、最初の生誕 primogeniture あるいは最初の占拠 first seizure に関する指示である。

第十五の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「平和を仲介するすべての人々が行動の安全を保証されること。」⁵⁰⁾

『市民論』では、

「平和の仲介者は、安全が確保されるべきだ。」⁵¹⁾

『法の原理』においては、

「平和の使者のすべて、たとえば人と人との親睦を獲得し維持するために働いている人々は、行き来を安全にされねばならない。」⁵²⁾

つまり第十五の自然法は、仲裁者 arbitrator の安全確保への指示である。

第十六の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「争論をしている者は彼らの権利を仲裁者の判決に服従させること。」⁵³⁾

『市民論』では、

「権利のことがらで論争している両当事者は、第三者の意見や判決に、みずから服

従すること。」⁵⁴⁾

『法の原理』においては、

「すべての争論において、両当事者は、彼ら双方が信頼している仲裁者へ、相互に同意するべきであり、また仲裁者が提示する裁決を守るよう、相互に契約するべきである。」⁵⁵⁾

つまり第十六の自然法は、仲裁者への服従への指示である。

第十七の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「誰も彼自身の訴訟事件の仲裁者として適當ではない。そしてもし彼が適當であるとしても、それでも、公平は双方に平等の利益を許容するのだから、一方が裁判官たることを許されるならば、他方もそれを許される。」⁵⁶⁾

『市民論』では、

「誰も彼自身の訴訟事件の裁判官、仲裁者たり得ない。」⁵⁷⁾

『法の原理』においては、

「裁判官は自分で結着をつけるような争論に関与すべきでない。」⁵⁸⁾

つまり第十七の自然法は、誰も自己の裁判官たり得ないことへの指示である。

第十八の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「とうぜんに不公平となる理由をもつ者は、裁判官であってはならない。」⁵⁹⁾

『市民論』では、

「どちらか一方の勝訴から、利得や名譽を希望できるような人は、裁判官たり得ない。」⁶⁰⁾

『法の原理』においては、

「裁判官は、当事者の一方に有利な判決をくだすための契約をどちらともしてはならない。」⁶¹⁾

つまり第十八の自然法は、裁判官の公平への指示である。

第十九の自然法は、『リヴァイアサン』においては、

「事実に関する争論において、裁判官は（他の証拠がなければ）一方を他方以上に信用することができないから、第三者あるいは第三者と第四者、またはさらにそれ以上の者を、信用しなければならない。」⁶²⁾

『市民論』では、

「事実に関する、確実なしるしがない時、彼ら（仲裁者と裁判官）は、両当事者と

利害関係がなく、無関係と思われるような証言によって、判決を裁定すること。⁶³⁾
 (カッコ内は筆者)

『法の原理』においては該当する指示がない。

つまり第十九の自然法は、証言 *witnesses* に関する指示である。

『リヴァイアサン』では、自然法の序数は十九で終わっている。しかし『市民論』では続く。

『市民論』の第十九の自然法はこうである。

「両当事者およびその裁判官に認命された者との間には、どんな契約も約束もなさてはならない。そうなると裁判官がどちらの当事者に有利な判決をくだしてしまう。あくまで裁判官は、公平に従って裁判したり、真に公平と判断した判決をくだすべきだ。」⁶⁴⁾

さらに第二十の自然法として泥酔 *drunkard*、大食 *glutton* の禁止への指示をあげる⁶⁵⁾。しかし『リヴァイアサン』においては、このような不節制の禁止は、個々人の破壊をもたらすものであるから確かに自然法が禁止することがらに属するのであるが、市民社会に関することがらではないので、叙述する必要もないし、この場所に適当でない、と記されている⁶⁶⁾。

その他にも自然法の規定がある。

『法の原理』では、次の指示がある。

「人は、自分が関係する相手の立場に立って考えるべきだ、また自分を相手と交換して考えるべきだ。このことはまさに規準 *scales* の変化にすぎない。」⁶⁷⁾

しかしこの指示は、『リヴァイアサン』において自然法を容易に検査する法則として記されているにすぎない。

「おまえがおまえ自身に対してなされることを欲しないようなものごとを、相手に對してしてはならない。」⁶⁸⁾

さらに『リヴァイアサン』においては、「総括と結論」の章においてもう一つ別の自然法をつけ加える。

「各人は、平和の時に彼が保護をうける権威を、戦争において、彼にとって可能な限り保護するように自然によって拘束される。」⁶⁹⁾

さらに経済思想史の観点からすると注目に値する自然法の指示が、『法の原理』にある。

「人は、別の人にも公平に商売と交易を許すこと。」⁷⁰⁾
営業の自由を説いている。

以上約二十ヶ条の自然法は、このように三著において同一内容をなしている。確かに、それぞれ多少のニュアンスの違いもあり、また『法の原理』『市民論』『リヴァイアサン』と年代をおうごとに説明の深化のあともみられる。しかし本稿の目的は、これらのことがらに言及し、全ヶ条の自然法各々について論及することではない。しかし、本稿で第一、第二、第三の自然法のみ論及する理由を述べねばならない。

約二十ヶ条の自然法を、三群に大別する⁷¹⁾。(以下で引用する序数は『リヴァイアサン』の序数である。)

第一群は、第一、第二、第三の自然法である。平和と戦争を指示する第一の自然法、平和のための社会契約への努力を指示する第二の自然法、その契約の実行（正義）を指示する第三の自然法である。これらは、平和と社会設定のための基本的・原理的指示である。自然法の中心テーマである。

第二群は、裁判の公平を指示する第十一、第十六、第十七、第十八、第十九の自然法（『市民論』の第十九の自然法もここに入る）、分配の公平を指示する第十二、第十三、第十四の自然法（『法の原理』の営業の自由への指示もここに入る）である。第三の自然法・正義の個別的・具体的な内容として引き出された自然法群である。これらは、戦争状態から平和な社会を設立するために必要な指示ではなく、既存の平和と社会の維持のために必要な指示である。これらの指示は、もし実行されねば戦争状態に逆もどりはするが、戦争状態では無効なのである。第一群の自然法が実現された後の社会状態でのみ有効となる、二次的な自然法群である。

第三群は、第四の・報恩の指示、第五の・従順の指示、第六の・許容の指示、第七の・復讐禁止の指示、第八の・傲慢禁止の指示、第九の・自慢禁止の指示、第十の・尊大禁止の指示にまとめられる。人間の感情的要素に関する指示である。つまり第三群の自然法は、第一群、第二群のように社会の設立、維持

に関する客体的指示でなく、社会人の感情に関する主体的指示である。第一群、第二群の自然法が実現されてできた社会の客体的枠組の内でのみ有効となる、社会人の感情を指示したものである。道徳的原理である。

この三群に属さない自然法がある。不節制禁止の指示は、個人の肉体的維持に関するものであり、社会性を持たない自然法である。さらに『リヴァイアサン』「総括と結論」の章において加えられた自然法は、社会に関する指示ではあるが、『リヴァイアサン』が出版された当時にホップスが置かれていた特殊事情を考慮せねばならない、特殊な自然法である⁷²⁾。これらの自然法は本稿の対象外である。

自然法群は社会という人工動物を作ることにたとえられる。つまり第一群の自然法が社会体の中心的骨組を作り、第二群がそれに肉付けをする。さらに第三群がそれに感情を付与する。これら三つの自然法群がともに実現されて、社会体が平和に運行するのである。だが、第一群の自然法が、基本的・原理的理論であり、他の自然法は第一群の基礎の上にのみ成立する。これが第一群の自然法を先に研究せねばならない第一の理由である。また、ホップスの自然法論の目的は、感情的・動物的人間を理性的・社会的人間へ教化することにある。すなわち、悲惨な戦争の状態である自然状態から平和な社会を設立する方法（社会契約）の指示にある。それ故ホップスの目的を理解するためには、社会契約を指示している第一群の自然法を、先に研究せねばならない。これが第二の理由である。他の自然法群は、第一群の原理的自然法の分析から、みずから明らかになってゆくはずである。

注 1) 引用は、*Ed. with a preface and critical notes by Ferdinand Tönnies, Ph. D., to which are subjoined selected extracts from unprinted MSS. of Thomas Hobbes*, 2nd impr., Cambridge, (C.U.P.) 1928 を用いる。E.L. と略する。

2) 引用は、*The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury: Now first collected and edited by Sir William Malesworth, Bart.*, vol.II, London, 1839 の *Philosophical Rudiments concerning Goverment and Society*, London, 1651 を用いる。ホップス自身の英訳である。Gover. と略する。

3) 引用は上記の英語の全版 E.W. III を用いる。Lev. と略する。水田洋の訳『リ

ヴァイアサン』岩波文庫（一）（二）を用いる。

- 4) *Lev.* p. 117. 訳（一）208頁。*E. L.* pp. 57—58. *Gover.* pp. 14—15.
- 5) *E. L.* pp. 57—58. *Gover.* p. 16. cf. *Lev.* p. 151. 訳（一）258頁。
- 6) *Lev.* pp. 116—117. 訳（一）208頁。
- 7) 以下引用する自然法は、ほとんどの原文がイタリックになっている。
- 8) *Lev.* p. 117. 訳（一）209頁。
- 9) *Gover.* p. 16.
- 10) *E. L.* p. 58.
- 11) *Lev.* p. 118. 訳（一）210頁。
- 12) *Gover.* p. 17.
- 13) *E. L.* p. 58.
- 14) *Lev.* p. 130. 訳（一）228頁。
- 15) *Gover.* p. 29.
- 16) *E. L.* p. 63.
- 17) *Lev.* p. 138. 訳（一）238頁。
- 18) *Gover.* p. 35.
- 19) *E. L.* p. 65.
- 20) *Lev.* p. 138. 訳（一）239頁。
- 21) *Gover.* p. 36.
- 22) *E. L.* p. 66.
- 23) *Lev.* p. 139. 訳（一）240頁。
- 24) *Gover.* p. 37.
- 25) *E. L.* p. 66.
- 26) *Lev.* p. 140. 訳（一）240頁。
- 27) *Gover.* p. 37.
- 28) *E. L.* p. 66.
- 29) *Lev.* p. 140. 訳（一）241頁。
- 30) *Gover.* p. 38.
- 31) *E. L.* p. 67.
- 32) *Lev.* p. 139. 訳（一）241頁。
- 33) *Gover.* p. 39.
- 34) *E. L.* pp. 68—69.
- 35) *Lev.* p. 141. 訳（一）242頁。
- 36) *Gover.* p. 39.
- 37) *E. L.* p. 69.

- 38) *Lev.* p. 142. 訳(一) 243頁。
- 39) *Gover.* p. 40.
- 40) *E. L.* p. 69.
- 41) *Lev.* p. 142. 訳(一) 243頁。
- 42) *Gover.* p. 40.
- 43) *E. L.* p. 69.
- 44) *Lev.* p. 142. 訳(一) 244頁。
- 45) *Gover.* p. 40.
- 46) *E. L.* p. 70.
- 47) *Lev.* p. 143. 訳(一) 244頁。
- 48) *Gover.* p. 41.
- 49) *E. L.* p. 70.
- 50) *Lev.* p. 143. 訳(一) 244頁。
- 51) *Gover.* p. 41.
- 52) *E. L.* p. 67.
- 53) *Lev.* p. 143. 訳(一) 245頁。
- 54) *Gover.* p. 42.
- 55) *E. L.* p. 70.
- 56) *Lev.* p. 143. 訳(一) 245頁。
- 57) *Gover.* p. 42.
- 58) *E. L.* p. 70.
- 59) *Lev.* p. 143. 訳(一) 245頁。
- 60) *Gover.* p. 42.
- 61) *E. L.* p. 70.
- 62) *Lev.* p. 144. 訳(一) 245—246頁。
- 63) *Gover.* p. 43.
- 64) *Gover.* p. 43.
- 65) *Gover.* p. 44.
- 66) *Lev.* p. 144. 訳(一) 246頁。
- 67) *E. L.* p. 71.
- 68) *Lev.* p. 144. 訳(一) 246頁。
- 69) *Lev.* p. 703. 訳(二) 456頁。
- 70) *E. L.* p. 67.
- 71) 本稿の分類は、太田可夫『イギリス社会哲学の成立と展開』の第五章の分類に
準じた。しかし第三の自然法は第二群でなく第一群へ入れた。

72) 特殊事情を考察することは、本稿の目的から大きく離れるので割愛する。Vgl. Julius Lips, *Die Stellung des Thomas Hobbes zu den Politischen Parteien der Grossen Englischen Revolution: mit Erstmaliger Übersetzung des Behemoth oder das Lange Parlament*, Ernst Wiegandt, Verlagebuchhandlung, Leipzig, 1927. Franz Borkenau, *Der Übergang von Feudalen zum Bürgerlichen Weltbild: Studien zur Geschichte der Philosophie der Manufacturperiode*, Félix Alcan, Paris, 1934, Kapitel. 7

2. 社会契約論

ホップスの体系において、自然法論は人間論からの論理的帰結である。だから自然法が論ぜられるのは、『法の原理』では、第一部「自然的人格としての人間に關して」の第15章「贈与と契約によって放棄する自然権について」からであり、それ以前の章は人間論が展開されている。また『市民論』では、第二章「契約に関する自然法について」からであるが、この『市民論』は、哲学三部作の第三部を形成し、第一部『物体論』*Elementorum Philosophiae Sectio Prima de Corpore* 第二部『人間論』*Elementorum Philosophiae Sectio Secunda de Homine* の基礎の上に展開されている。さらに『リヴァイアサン』では、第一部「人間について」の第14章「第一および第二の自然法について、また契約について」からであり、それ以前の章は人間論が展開されている。だから自然法論は人間論の一部である、とも言える。その意味では、自然法を分析する前に、人間論の研究が必要なのであるが、筆者は前稿において人間論を多少とも論じているので、本稿では必要最低限の言及にとどめ、直接に自然法の分析に入つてゆくこととする¹⁾。『リヴァイアサン』の論述をもとにして、必要に応じて『法の原理』『市民論』にも言及することとする。

『リヴァイアサン』第14章は、自然権と自然法の一般的定義から始まる。「自然の権利とは、名人が、彼自身の自然すなわち彼自身の生命を維持するために、彼自身の欲するままに彼自身の力を用いるという、各人の自由である。」自然の法は、「それによって、人間は、彼の生命を破壊するようなこと、あるいはそれを維持する手段を除去するようなことを、おこなうのを禁じられ、ま

た，それを維持するのに最も良いと彼が考えるものごとを回避するのを禁じられる。」²⁾ これに別の定義が続く。自然の「権利は，おこないまたはひかえることの自由に存し，これに反して法は，それらのうちの一方に決定し拘束する」義務に存する³⁾。自然権が自由，自然法が義務であるという論理規定は良いのだが，この自由と義務の概念規定が矛盾しているのだ。つまり，外的障害の欠如=物理的自由，その存在=物理的義務と，意志する自由=精神的自由，意志の拘束=精神的義務という相矛盾する概念規定を同時に与えているのだ。この矛盾は，前稿において詳論したが，本稿で問題とする社会契約論の矛盾の端初となっている。オップスはこの矛盾を解決せずに，すぐに第一の自然法の定義を始める。

第一の，基本的自然法は，「各人は，平和を獲得する望みが彼にとって存在する限り，それへ向って努力すべきであり，そして彼がそれを獲得できない時は，戦争のあらゆる援助と利益を，もとめかつ用いてよい」と定義される⁴⁾。このように第一の自然法は条件付である。条件がととのわない時には，別のこととが指^される。つまり，平和を獲得する希望が存在するという条件がととのった場合，平和へ向う努力が義務づけられ，この条件がととのわない場合には，戦争の利益と援助をもとめてよい。第一の自然法は二分される。平和への努力が自然法であり，すべての手段による自己防衛への努力が自然権の要約である。しかし第一の自然法は，本稿では問題としない⁵⁾。

第二の自然法は，第一の自然法から当然引き出される系論である。『リヴァイアサン』では，「人は，他の人々もまたそうである場合には，平和と自己防衛のためにそれが必要だと彼が思う限り，進んですべてのものごとに対する彼の権利を守るべきであり，そして他人が彼に対してもつことを，彼が許すような自由を，他人に対して自分がもつことで満足すべきである」と定義される。『市民論』では簡単に，「すべての人々のすべてのものに対する権利は保留されるべきでないが，ある権利は譲渡され，放棄されるべきである」と定義される。つまり第二の自然法は，平和獲得の具体的手段である社会契約を指示しているのである。さらにこの社会契約の実行を指示するのが，第三の自然法であ

る。『法の原理』『市民論』『リヴァイアサン』において、第二・第三の自然法の説明に最も多くのスペースが費やされている。本稿ではまず第二の自然法の説明から入る。

この第二の自然法も条件付である。他の人々もすべてのものに対する権利を放棄する場合、という条件がついている。つまり、この条件がかなって、他人もする場合には、自分も放棄する。もし条件がかなわないで、他人がすてない場合には、自分も放棄しない。しかし彼の人間論の帰結からすると、他人より先に権利を放棄する者は存在せず、この条件は永久にかなわないはずである。ここに本稿で問題とする矛盾の萌芽がある。この条件の解釈は、本稿の重要点ではあるが、後で詳論することにして、第二の自然法の説明をホッブス自身の論述にのっとって進めてみよう。

ホッブスは権利の放棄を定義する。「あらゆるものごとに対する、人の権利を放棄する *lay down* というのは、彼が、他人がそのものごとに対するその人の権利を、享受するのを妨たげる自由を放棄 *divest* することである。」⁸⁾ 放棄するということは、他人が本来持っている本源的権利の行使を妨害しないことであり、その行使に反抗しないことである。しかし自分の権利を他人に移転することではない。というのは、放棄される他人は、すでにすべてのものに対する権利をもっているから、加えられる何ものもない。放棄は権利を加えないものである。さらに放棄された他人が、放棄した人以外の第三者にさまたげられるかどうかは無関係である。放棄の関係は、あくまで両当事者だけの、一対一の関係にとどまる。放棄する人が彼の妨害する自由を喪失するだけである。

ホッブスは、この放棄の仕様を二種に分ける⁹⁾。権利の放置 *renouncing* であり、それは、放棄についての利益が誰に帰するかを考慮しない場合である。第二は権利の譲渡 *transferring* であり、それは、放棄についての利益が、ある特定の人に帰することを彼が意図している場合である。ホッブスは明記していないが、社会契約論においては譲渡が重要となる。人々は、放棄の利益が、主権者となる一つの人格に帰するよう意図して、権利を放棄する。人々は、主権者の権利行使に反抗しない、という意図をもって、権利を放棄する。

また彼は、権利の放棄は義務であるともいう。権利を放棄した人は、この権利の譲渡を受けた人がそれの利益をえるのをさまたげないように、義務づけられ束縛される *obliged or bound*¹⁰⁾。この社会契約が義務であるという論義は、後で論ぜられる「自然法は良心のみを義務づける」という重要な論義と関連するので、その際一緒に後述したい。

ところで権利の放棄・譲渡という行為は、意志的行為 *voluntary action* である。このことから社会契約の性質が次々と規定されてゆくこととなる。まず意志的行為という性質において重要なのは、それが常に、行為者自身の利益を目的とするものであるということだ。だから権利放棄の行為には、権利を放棄することによって交換的に譲渡せられる利益が存在せねばならない。行為の動機には、目的としての利益がなければならない。このことが人間論の帰結であった。この利益は、「生命および、嫌惡しないようにそれを維持する手段についての彼の人格の確保である。」¹¹⁾つまり権利を譲渡することにより、平和という利益を得るのである。

また人間論の帰結から言えば、利益は交換的でなければならない。権利を譲渡する者は平和を獲得し、譲渡された者は自己の権利行使することを妨害されないという利益を得る。この利益の交換が契約である。さらに正確にいえば、この利益を得る権利を相互に譲渡しあうことが契約 *contract* である¹²⁾。社会契約とは具体的にいうとこうなる。人々（臣民）が平和を得るために、つまり自然状態において獲得できなかった自己防衛の利益を得るために、すべてのものに対する権利を、ある特定の一つの人格（主権者）に譲渡する。この譲渡により主権者が、自己の権利を妨害されないという利益を得たことになる。だから彼はその交換として、人々（臣民）のために社会を設立し、平和という利益を与え、自己防衛の権利（利益）を実現させる。この利益の交換が社会契約である。

この契約は三種類に分かれる。第一に、両契約者が、現在・同時に実行する契約である。第二に、一方が現在実行し、相手が将来実行するという約束のもとに信頼されている契約である。第三に、両契約者が、将来実行するという約

束のもとに相互に信頼されている契約である。第二・第三の契約は、信頼されている契約であるので、特に信約 covenant と定義される¹³⁾。

このように契約は意志的行為であるから、この意志のしるし sing が存在しなければならない。つまり「権利を譲渡する」という意志の明確な・十分なしるしが存在しなければならない。このしるしは、表現されたしるしと、推測によるしるしとに分かれる¹⁴⁾。前者は、何を意味するか理解されて語られた話であり、後者は、語や沈黙、行為からの帰結である。契約者の意志を十分に立証するようなしるしが存在すれば、暗黙の契約も成立するのである。ホッブスは、社会契約の成立のためには、必ずしも明確な証拠とか証文を必要としない、という。主権者と臣民との間に契約の単に十分なしるしが存在するだけで、暗黙のうちに契約が成立し、有効となり、相互に義務的となる。

このしるしは三種類に分かれる。「私は譲渡した、する、するだろう」という過去、現在、将来の三種類の意志に分かれる。特に将来の意志についての語は、約束 promise と定義されている¹⁵⁾。

さらに契約には、両契約者の意志の相互受容がなければならない。契約には、両契約者が、相互に権利を譲渡した、する、するだろう、という意志の相互認識がなければ成立しない。もしこの意志の十分なしるしが認知できなければ、先に信約を実行する者など存在しないだろう。だから獸との信約は成立しない。獸の意志を人間が理解することは不可能であるからだ。また神との信約も、特別の啓示という神の意志のしるしの認知がなければ、ありえない。神の啓示を認知できるのは、昔の聖者や予言者のみであり、現在の普通の人にとって認知は不可能であるからだ。だから神との信約も成立しない¹⁶⁾。

契約が意志的行為であるという点から、次々と契約の特質が語られてゆく。意志は熟慮における最後の努力であった。すると、人が熟慮するものは、すでに行為したもの、現在行為しているものでなく、将来の行為に関するものであった。また不可能な行為に関して意志することはない。意志は、可能なる、将来の行為に関するものである。だから可能でなくかつ将来のものでないような契約はない。だが可能であると熟慮して契約した後で、不可能な行為であると

判明した契約は、単に、できるだけの努力をする義務を負うのみである¹⁷⁾。

意志的行為とは、何らかの自分自身の利益を対象とするものであった。だから、権利を譲渡するという意志の目的は、平和という利益、つまり自然状態においては不可能なのだが、将来の社会状態においては可能な「身体の防衛とそのために必要だと判断した物」¹⁸⁾の確保であった。ここから自己を防衛しないという意志をもつ契約は無効である、という契約の特質が導き出される。「なぜなら誰でも、自分を死や傷害や投獄から免れさせる彼の権利を、譲渡または放棄することはできないからである。……人は本性によって抵抗しないで確実にいま死ぬという、大きな害悪よりも、抵抗して死ぬかもしれぬ危険という、小さな害悪を選ぶからである。そして犯罪者を刑場および牢獄につれていくにあたり、かかる犯罪者が彼らを処罰する法に同意したにもかかわらず、彼らに武装せる人々をつけることによって、すべての人々は、前述のことを真実と認めているのである。」¹⁹⁾だから契約においては、自然権の全部を放棄するのではない。身体の防衛とそのために必要だと判断した物に対する権利（本源的権利 original rights）²⁰⁾は放棄できない。いや、放棄できない、というのではなく、まさに、自然状態において可能態として保留しているにすぎなかつたこの本源的権利の実現こそ、契約の目的なのである。だから社会契約とは、人民（臣民）は平和な社会での自己防衛実現のために、基本的権利以外のすべての権利を主権者に譲渡し、つまり自分の本源的権利に無関係であるような、主権者のすべての権利行使妨害をせず、主権者は、臣民の本源的権利の行使を妨害せず、その権利の実現を図り、社会を設立することの契約である²¹⁾。

ところで、この社会契約を、意志という局面から掘下げてみると、その意志は欲求=希望という形をとる場合と、嫌惡=恐怖という形をとる場合との二面に分かれる²²⁾。つまり自己の生命運動を強化・援助するかもしれないという希望対象に接近したいという欲求によって契約意志が形成されている場合と、自己の生命運動をさまたげ、悩ませるかもしれない恐怖対象から遠ざかりたいという嫌惡によって契約意志が形成される場合とである。希望という意志が契約の意志を形成している場合には、もちろん契約は有効である。利益への欲求=

希望であるからだ。しかし同様に、恐怖という意志が契約意志を形成している場合にも契約は有効である²³⁾。この場合は熟慮の最後の努力が欲求でなく、嫌悪=恐怖であるにすぎない。この契約もやはり意志的行為であり、利益を目的としている。欲求対象のような積極的利益ではないが、嫌悪対象から離れるという消極的利益を目的としている。恐怖によってなされた契約も、また、恐怖によって強要された契約も有効である。契約を強制する人への恐怖により、強制されて結ばれた契約も、自発的・意志的行為なのである。しかしここに他のより強い強制力を持つ者への恐怖が出現するならば、契約意志は、この新しい恐怖により支配されることとなる²⁴⁾。このように、社会契約は欲求という意志により行なわれても、恐怖という意志により行なわれても、ともに有効なのである。このことが霍ップス契約論の特色であるが、また論理的矛盾の源泉でもある。

彼は一例をあげる。拳銃をもった盗賊から自己の生命を救うために、翌日 100 ポンドの支払いを信約をして解放された者がいる。この信約は有効であり、支払いを束縛される。この例をとり、既述の契約理論をまとめてみよう

この信約では、霍ップスによれば、1. 契約意志の明確な、十分なしるしの表明があり、2. 両契約者相互にその意志の認識があり、3. 可能かつ将来のことがらに関する信約であり、4. 目的が両者とも本源的権利の確保という利益であり（盗賊には現金、解放された者には生命）、5. 一方（盗賊）はすでに権利を放棄し、他方（解放された者）はすでに利益を得ているから、以上の理由で、この信約は有効である。さらに恐怖によって強要された信約ではあるが、意志的行為であるから、信約は有効であり、解放された者は翌日、100 ポンド支払うべく束縛される。他のより強い恐怖の原因（支払うべきでないという市民法への恐怖）があらわれない限り束縛される。

さらに霍ップスは、契約が意志的行為である、という点から、契約は義務的である、ということを引き出す。「意志が熟慮の最後の努力である」ということは、一切の行為（行為・不行為あるいはおこない・ひかえること）の熟慮に決定 end を与えるものが意志であることを意味する。意志は、欲求や嫌悪かつまり行為

か不行為のいずれか一方に決定することである。だからひとたび意志が表明されたなら、内面の、精神的自由はもはやない。人間は行為あるいは不行為すべく義務づけられるのである。具体的にいえば、譲渡するという契約の意志の十分なしるしが表明されたなら、契約者は、権利を譲渡すべく精神的に義務づけられる。譲渡しない、と意志する自由はない。しかしここで注意すべきことは、ホッブスは、人が意志を表明しても、物理的自由まで放棄したことにならないと明言している点である。心の努力のみが義務づけられ、実践的行為そのものは義務づけられていない、といっている点である²⁵⁾。

このように第二の自然法は精神的義務を指示したにすぎない。つまり、1. 契約意志の十分な明言、2. その相互受容性、3. 可能かつ将来に関する事柄に關する契約——これらの条件がととのえば、人は、自己にとって必要な権利以外のすべての権利を譲渡するよう命令されている。しかしこれはあくまで良心に対する命令にすぎず、精神的義務でしかないのである²⁶⁾。この実踞性を命ずる自然法が、第三の自然法である。

『リヴァイアサン』第十五章は、第三の自然法の定義からはじまる。第三の自然法は、「人々は結ばれた信約を実行すべきだ」と指示する²⁷⁾。この信約の実行が正義であり、信約の破棄が不正義（侵害）である。

しかしこれにホッブスは、決定的に矛盾に満ちたことをいう。正義はコモンウェルスの設立とともにはじまる、という²⁸⁾。つまり社会状態を設立するために、自然状態において締結される社会契約の実行は、すでに社会権力が存在する状態（社会状態）においてのみ有効となる。自然状態においては正義がなく、契約を実行する者はいない。自然状態において社会を設立するために契約を実行するのが社会契約であるのに、ホッブスは、自然状態においては契約を実行する者はなく、ただ社会状態においてのみ実行する者がある、という。これは決定的矛盾である。

ホッブスは、自然状態において契約の実行がない理由をこう説明する。

「もし双方がともに、現在実行するのではなくて相互に信頼するという信約がなさ

れるとすれば、それは、たんなる自然の状態（各人の各人にに対する戦争状態）においては、何かもっともな疑いがあれば、無効である。しかし、彼ら双方の上におかれた共通の力がある、実行を強制するに十分な権利と強力をもっているとすれば、それは無効ではない。すなわち何らかの強制力への恐怖がなければ、語の絆は、人の野心や貪欲や怒やその他の情念を拘束するのには弱すぎるから、最初に実行する者は、後で相手が実行するだろうという保証をもたない。すべての人が平等であり、彼ら自身の恐怖の正当性についての裁判官であるような、たんなる自然の状態においては、こういうことは想定できないのである。したがって、最初に実行する者は、自己を裏切って敵にわたすのであって、自分の生命と生存手段を防衛するという（決してすることのできない）権利に反するのである。

「しかしながら、ひとつの力がもうけられて、さもなければ自分達の誠実をふみにじろうとする人々を束縛する社会状態においては、そういう恐怖はもはや理由あるものではない。そうであるから、信約によって最初に実行すべく定められた者は、そうすることを義務づけられるのである。」²⁹⁾

ここに、先に言及した矛盾の根本がある。自然状態において、人は、すべてのものに対する権利を放棄する意志することを自然法によって義務づけられてはいるが、行為すべく義務づけられてはいない。というのは、人は本来、現在のより大きく、より確実な快楽を欲求し、現在のより大きく、より確実な苦痛を嫌悪する本性をもっている。最大の快楽が平和であることがわかっていても、それは将来のものであり、現実の快楽でないから、人間の意志を永久に支配することはできない。将来において放棄するという意志を表明しても、それを実行する以前に、より確実な現在の快楽=利益の対象が出現すれば、信約の実行はたやすく破棄される。このことが、ホッブスの利己的な心理学=生理学の結論なのである。人間の野心、貪欲などの利己的本性は、単に、権利を放棄する、契約を実行するという意志を表明することのみ許すが、その実際の実行を制限する——このことが一方の定理である。

しかし上記の文章から別の定理も引き出される。契約の不履行（不正義）を罰する強制力が、両契約者の上に共通な力としてもうけられたならば、契約は実行される、ということだ。³⁰⁾ この強制力が、信約を破った者に、破ることによって得た利益よりもより大きな不利益に価する罰を課するのであれば、信約は実行される。つまり強制力がある場合、信約を破れば、現在の利益を獲得で

きるが、この利益よりもより大きな現在の不利益を罰として課せられる。反対に、信約を実行すれば、現在の利益は獲得できず、不利益ではあるが、これより大きな現在の不利益（罰）は課せられない。強制力がある場合には、信約を破棄するよりも、実行した方がよい小さな現存の不利益（消極的利益）となるのである。利己的人間は、この消極的利益を求めて信約を実行する。このように、彼の心理学＝生理学の結論から言えば、強制力への恐怖のみが信約の実行を有効にする。強制力の存在する社会状態においてのみ、契約の実行者が生まれる——このことが他方の定理である。

しかしこの二つの定理は矛盾している。そもそも信約が欲求でなく、恐怖によってのみ実行されるということが、矛盾である。信約が実行されるべき場所である自然状態とは、各人がすべて平等な力を持ち、他人を強制する力を持たない状態であった³¹⁾。しかし強制力が出現するのは、社会契約が実行された後である³²⁾。自然状態において人々の信約を実行させる唯一の手段である強制力への恐怖は、その信約が実行された後でなければ出現しない。強制力（剣）を生み出すためには信約が実行されなければならず、信約を実行するためには剣が存在せねばならない。剣が先か信約実行が先か、という、本稿で問題とする論理的矛盾が生じる。

この矛盾に関して注意せねばならないことは、この矛盾が単なることば上の矛盾ではない、ということである。ホップスは、第二の自然法は義務的である、というが、第三の自然法は単に理性に反しない、というにすぎない。正義は理性の法則である、というが、義務であるとはいわない³³⁾。信約の実行は、物理的自由に関する事であり、自然法が指示する精神的義務とは別の範疇である。このことは、自然法を列挙した後で、自然法全体の特性を記した文章からも明らかである。

「自然法は、内面の法廷において *in foro interno* 義務づける。いいかえれば、それらは、それらがおこなわれるべきだという意欲をもつよう拘束する。しかし必ずしも常に、外部の法廷において *in foro externo* すなわち、それらを行ふように、拘束するものではない。」³⁴⁾

自然法は、意欲のみ義務づけ、行為を義務づけないのである。第二の自然法は内面の法廷=意欲に関するのである。第三の自然法は外面の法廷=行為に関するのであるから、第二の自然法（信約への意欲）は義務であるが、第三の自然法（信約の実行）は義務的ではない。強制力がない自然状態では、自然法が信約の実行を義務づけ、拘束することはないが、信約の実行は、理性の法則に反するのである。強制力がある社会状態での信約の実行は、理性の法則に適するのである。このように、霍ップスの自然法論における義務の概念は精神的義務として主尾一貫して規定されている、といってよい。自然法論に関する限り、義務という概念の用法に矛盾はない。自然法は内面の法廷=良心=意志のみ義務づけ、外面の法廷=行為を義務づけることはない。しかし、概念的矛盾がないとしても、依然として論理的矛盾は存在する。剣が先か、信約の実行が先かという論理的矛盾である。

この論理的矛盾を再度明らかにしておこう。彼の定理のひとつひとつに記号を付け、何番と何番との定理が矛盾するかを示せば、矛盾はより鮮明となる。

- 1—a 現在のより確実な欲求=希望が行動を律する。
- 1—b したがって平和という最大の利益でも、将来の不確実な対象であるが故にそれは行動を律せない。
- 2—a 現在のより確実な嫌悪=恐怖も行動を律する。
- 2—b したがって強制力への恐怖も行動を律することができる。
- 3—a 人間は1—a, b から自然状態=戦争状態にある。
- 3—b 自然状態とは強制力のない状態（正義のない状態）である。
- 4—a 自然法は理性の法である。
- 4—b 自然法は精神的義務のみ指示する。
- 5 第一の自然法は、自然状態の人間に、将来の平和を希望する努力を指示する。
- 6 第二の自然法は、自然状態の人間に、権利の放棄（信約）を意志す

るよう義務づける。

- 7—a 自然状態において信約を意志することは、理性の法に適す。
- 7—b 自然状態において信約を実行することは、理性の法に反す。
- 7—c 社会状態において信約を実行することは、理性の法に適す。
- 8—a 信約を実行した後で強制力（主権者）が生まれ、社会が設立される。
- 8—b 信約を実行させるものは強制力への恐怖以外にない。
- 9 第三の自然は、強制力が存在する状態にいる人間に、信約を実行することを指示する。

これを文章と記号で説明してみよう。人間は利己的である（1—a, b. 2—a, b）。人間は自然状態にある（3—a）。自然状態は強制力のない状態である（3—b）。自然法は意志のみ義務づけ、行為は義務づけられない（4—a, b）。第一の自然法は、自然状態にある人間に、平和を努力するよう指示する（5）。第二の自然法は、第一の自然法の具体化として、自然状態にある人間に、信約を意志することを指示する（5）。この自然法は、①意志の十分な表明、②その相互受容性、③可能かつ将来に関する契約、という条件がととのった時、自己防衛に必要な権利以外の全権利の放棄を意志させる。ここに矛盾の直接原因はない。しかしこの意志が、欲求によって形成されても、また強制者への恐怖によって形成されても、信約は有効である（2—a, b）という論述が、矛盾の萌芽をなす。だが第三の自然法は、強制力の存在する社会状態の人間に、信約の実行を指示する（9）。ここに決定的矛盾が出現する。自然法が指示される人間がすりかえられているのだ。第二の自然法の・強制力のない自然状態にある人間から、第三の自然法の、強制力のある社会状態の人間へすりかえられている。5と9に矛盾がある。しかしこのすりかえが何故おこったかという根拠は、7—a, b, c にある。信約を意志させるのは自然状態でもよいが（7—a），信約を実行させるのは強制力のある状態でなければならない（7—c）。（このことは、信約の実行と結びつく意志が、欲求という形をとることができず、ただ、強制力への恐怖という形をとるのみであることを意味する。矛盾の萌芽が、こういう形で出現したのである。）さらにこの矛盾の源泉は、8—a, b に求められる。信約を実行させるには強制力

(剣)が前提となり(8—b), 剣を生み出すには信約の実行が前提となる(8—c)。剣が先か, 信約の実行が先か——これが根本的な論理的矛盾であり, ディレンマなのである。強制力を生み出し, それによって社会を設立させるために信約を実行するのが社会契約であるから, すでに強制力があり, 社会が設立している状態での信約実行は無意味である。また社会契約が実行されねばならない自然状態には, 信約を実行させる強制力がないのであるから, 社会契約は論理的にいえば単に意志されるだけであり, 永久に実現されない。ホップスの社会契約は砂上の楼閣である。

次稿では, この問題に論究している若干の著者を介して, これを批判的に検討しつつ, さらにこの論理的矛盾の本質を解明してゆこう。

- 注 1) 拙稿「ホップス哲学の感覚と感情」明治大学大学院紀要第十二集(3), 拙稿「トーマス・ホップスの自然法(1)」城西経済学会誌第十二卷第一・二・三号などを参考せよ。
- 2) *Lev.* p.116. 訳(一) 208頁。
- 3) *Lev.* p.117. 訳(一) 208頁。
- 4) *Lev.* p.117. 訳(一) 208頁。
- 5) プラメナツは, この第一の自然法を「平和を欲するように人々に教えるのではなく……それを求めて努力するように教える, すなわち, それを獲得する手段を捜し求め, そしてそれを獲得するために為されるべきことは何であれ為すよう準備をしておくことを教えるのである」と規定している。ホップスの人間は, 彼が置かれている自然状態の悲惨さにより, 自ら意志的に平和を欲する。人間には平和を欲することを教える必要がない。欲することをでなく, さらに平和という目的を獲得するためのあらゆる手段をいつでもすぐに実行できるよう準備しておけ——平和が獲得できる望みができた時すぐ平和を獲得できるよう準備しておけ, と指示することが第一の自然法であるという。单なる, 平和への努力の指示ではないという。第一の自然法の解釈にも問題はあるのである。John Plamenatz, *Man and Society: A Critical Examinations of Some Important Social and Political Theories from Machiavelli to Marx*, London, 1963, vol. I. p. 132. 訳 藤原・小笠原『近代的政治思想の再検討』I, 235頁。
- 6) *Lev.* p.118. 訳(一) 210頁。
- 7) *Gover.* p.17.

- 8) *Lev.* p. 118. 訳(一) 211頁。cf. *E. L.* p. 58. *Gover.* p. 17.
- 9) cf. *Lev.* p. 118. 訳(一) 211頁。*E. L.* p. 58. *Gover.* p. 18.
- 10) *Lev.* p. 119. 訳(一) 211頁。
- 11) *Lev.* p. 120. 訳(一) 213頁。cf. *Gover.* p. 19.
- 12) cf. *Lev.* p. 120. 訳(一) 213頁。*E. L.* p. 59. *Gover.* p. 20.
- 13) cf. *Lev.* p. 121. 訳(一) 214頁。*E. L.* pp. 59—60, *Gover.* p. 20.
- 14) cf. *Lev.* pp. 121—122. 訳(一) 214—215頁。cf. *Lev.* p. 121. 訳(一) 215頁。
- 15) cf. *Lev.* p. 121. 訳(一) 215頁。
- 16) cf. *Lev.* pp. 125—126. 訳(一) 220—221頁。*E. L.* p. 60. *Gover.* p. 22.
- 17) cf. *Lev.* p. 126. 訳(一) 221頁。*Gover.* p. 23.
- 18) *Gover.* p. 17. cf. *Lev.* p. 120. 訳(一) 213頁。
- 19) *Lev.* pp. 127—128. 訳(一) 223頁。
- 20) 具体的に本源的権利を表現すると、第十の自然法に記されている、「自己の身体を支配する権利、空気、水、運動、ある場所から他の場所への道および人間が生きるのに、あるいは良く生きるのに不可欠なすべてのものを享受する権利」である。*Lev.* p. 141. 訳(一) 242頁。cf. *E. L.* p. 69. *Gover.* p. 31.
- 21) ホップスは、主権者の絶対権を主張するのだが、反面、自分の生命を奪うような主権者に対する反抗、革命を許している。水田洋『近代人の形成——近代社会観成立史』291頁他を参照せよ。
- 22) cf. *Lev.* pp. 42—43. 訳(一) 100—102頁。*E. L.* p. 61. *Gover.* pp. 406—408.
- 23) cf. *Lev.* pp. 126—127. 訳(一) 221—222頁。*E. L.* p. 61. *Gover.* p. 24.
- 24) cf. *Lev.* p. 127. 訳(一) 222頁。
- 25) cf. *Lev.* p. 124. 訳(一) 219頁。*E. L.* p. 60. *Gover.* p. 21.
- ホップスの人間論の定理によると、意志は直接、行為に結びつくものであるから、意志を義務づけることは、行為を義務づけたことになるはずである。本稿で明らかにしようとする矛盾の萌芽は、まさにこの矛盾にある。しかし本稿ではこの自然法論の定理に従って、「意志を義務づける」ということを、「意図、志向を義務づける」と置きかえて解しておこう。意志は直接に行為と結びつかない。See, Howard Warrender, *The Political Philosophy of Hobbes: His Theory of Obligation*, Oxford, 1970, p. 88.
- 26) ホップスの、最初の叙述によると、第二の自然法は、条件付で行為を義務づけていた。他の人もそうするという条件のもとでは自分も放棄するべく義務づけられる、という義務は、精神的義務でなく、物理的義務である。行為に関する義務である。他人が権利を放棄する行為をした場合、自分も実際に権利を棄放せよ、という行為に関することであった。しかしいつのまにか精神的義務に変化してし

また。ここに矛盾が生れる。社会契約が成立するためには、相互の、実際の行為でなければならない。契約の実行が問題なのである。この矛盾は第三の自然法の説明において明らかになる。

- 27) *Lev.* p. 130. 訳(一) 228頁。cf. *E. L.* p. 63. *Gover.* p. 30.
- 28) cf. *Lev.* p. 131. 訳(一) 228頁。
- 29) *Lev.* pp. 124—125. 訳(一) 219頁。cf. *E. L.* p. 60. *Gover.* p. 21.
- 30) cf. *Lev.* p. 125. 訳(一) 219頁。
- 31) cf. *Lev.* p. 110. 訳(一) 199頁。
- 32) cf. *Lev.* p. 125. 訳(一) 219—220頁。
- 33) cf. *Lev.* p. 132. 訳(一) 229頁。 *Lev.* p. 134. 訳(一) 233頁。
- 34) *Lev.* p. 145. 訳(一) 247頁。cf. *E. L.* p. 71. *Gover.* p. 45.